

四 發 行 方 法	三 用 振 替 法 の 適	二 の 法 律 項 及 び そ の 法 行 及 根 拠 號 稱 及 び 記	一 件 等 を 十 年 の と 四 月 月 十 日	平 成 三 十 年 三 月 二 十 日	省 令 第 三 十 号 ～ 第 百 三 号	○ 財 務 省 告 示 第 百 三 号
を場で競争う札価振の以律社六一法会一るた運十財五利 定特あ争入。へ格替適下へ債十項律計号法め営四政回付 め別つ入札に以を機用「平、二、第に～律のに号法」～ る参て札発よ下競闘を振替株条第二関第へ公必～ も加、と行る「争は受け式第四十す三平債要第昭 の者財同一発価に日本法一十三る条成のな四和 にご務時と行格付本銀も一項七号法第二發財条二 よと大にい競し銀も一項七号法第二發財条二 るに臣行。以下競て行のう」とい法律第 発応がわ。以下入行とどく。行募各れ及札わすし ～限國るび価一れる、の以度債入価格とる。そ規 下額市札格競い入の定	の法 律 項 及 び そ の 法 行 及 根 拠 號 稱 及 び 記	件 等 を 十 年 の と 四 月 月 十 日	省 令 第 三 十 号 ～ 第 百 三 号	財 務 省 告 示 第 百 三 号	○ 財 務 省 告 示 第 百 三 号	○ 財 務 省 告 示 第 百 三 号

六

イ
發

入 価	行 争	非 者	特 国	入 価	法 入
札 格	行 入	・ 別 債		札 格	決 定
發 競	札 格	第 參 市	發 競		
行 争 額	發 競 I	加 場	行 争		

五

ロ イ

方 募

額た条五面行十円金し三債要億つ定う億額
 で利第百金し六、額た条のな八いにち円面
 千付一五額た条特で利第発財千て基、金
 百国項十で利第別千付一行源九はづ財額
 十債の五三付一會七国項のの百、き政で
 三に規万千国項計百債の特確万額発法一
 億つ定円二債のに九に規例保円面行第
 千いに、百に規関九つ定にを、金し四
 六て基同五つ定す十一に關國財額た条
 百はづ法十いにる二て基する政で利第
 五、き第七て基法億はづるた運三付一
 十額発四億はづ律四、き法め營百国項
 五面行十四、き第百額発律のに十債の
 万金し七千額発四万面行第公必九に規

込 募 各 当 も 各 価 一
 み限国ての申 格 国
 の度債るか込 競 債
 応額市。らみ 競 争
 募の場 その 入 場
 額範特 のう 札 特
 を囲別 応ち 発 別
 割内参 募応 行 參
 りに加 額募 一 加
 当お者 を価 と 者
 ていご 順格 い・
 るてと 次の う 第
 。各の 割高 。I
 申応 りい 非

十 ロ イ 一 発	九 八	七 ロ イ 口
非者特国入価發 価・別債札格行行 格第参市發競価 競I加場行争格日	振額最 替額 単面 位金	低行争非者特国入価込 入価・別債札格金 札格第参市 發競I加場行争額
額以額平す額の振	五	円四円一
面上面成るの記替	万	千兆
金の金三。整載法	円	百八
額そ額十数又の		七千
百れ百多年倍は規		十五
円ぞ円三の記定		三十
にれに月金録に		三億
つのつ二額はよ		六億
き応き十に、る		三千
百募百日よ最振		七千
一価一る低替		六百
円格円も額口		五百
五四の面座		十
錢錢と金簿		一万

十 九	十 八	十 七	十 六	十 五	十 四	十 三	十 二					
払 込 期 日	者 札 參 加	入 場 所 支	払 利 金 額	元 還 金 限	償 還 期 限	償 利 予	後 の 利 以	第 二 期 子	初 期 利 子	利 入 札 率	行 入 札 發	争
平 成 三 十 年 か ら 三 月 二 十 日	財 務 大 臣 百 円 年 う に 通 知 つ 月 き 百 十 円 日	日 本 銀 行 額 成 金 支 付 日 と う し 、 に 前 、 つ 月 六 各 及 二 月 支 び 間 払 九 月 に 期 月 属 に 二 す お 十 り い 日	額 面 金 行 額 払 日 う 以 し 十 × × × × 及 び 九 月 に 期 月 に 二 す お 十 る い 日	平 利 成 金 支 付 日 と う し 、 に 前 、 つ 月 六 各 及 二 月 支 び 間 払 九 月 に 期 月 属 に 二 す お 十 り い 日	利 成 金 支 付 日 と う し 、 に 前 、 つ 月 六 各 及 二 月 支 び 間 払 九 月 に 期 月 属 に 二 す お 十 り い 日							

す 次 そ が 金 と 年
る 号 の 銀 額 し 成 ○
期 及 翌 行 を 、 三 ・
日 び 営 休 支 次 十 一
に 第 業 業 払 の 年 パ
つ 十 日 日 う 算 九 ।
い 五 に に 。 式 月 セ
て 号 支 当 た に 二 ン
同 に 払 た だ よ 十 ト
じ お う る し り 日
。 い へ と 、 算 を
。 て 以 き 支 出 支
規 下 は 払 し 払
定 、 、 期 た 期